

【 . 交通事故による金銭的損失】

3. 交通事故による金銭的損失の算定

金銭的損失は、公的統計データや民間の統計データ、公表されたデータ等を用いて、人的損失、物的損失、事業主体の損失及び各種公的機関等の損失の項目に分けて算定する。

3.1 金銭的損失の算定方法

交通事故による被害・損失の金銭的損失の算定は、平成 28 年度調査の考え方を踏襲する。具体的には、人的損失、物的損失、事業主体の損失及び各種公的機関等の損失の各項目について、死亡、後遺障害、傷害別に「原単位」および「被害者数」を計算し、「原単位」に「被害者数」を乗じる考え方を基本として算定する。なお、死傷のカテゴリーは、過去の調査経緯や調査結果との比較分析の容易さを踏まえ、今回も同様に、死亡、後遺障害、傷害に分類する。

(金銭的損失の各項目における算定方法の概要を以下に記載する。算定方法の詳細は補足資料s3.1 に示す。)

Ⅰ 人的損失:

人的損失は、時点更新を行ったデータを用いて、死傷分類別(死亡、後遺障害、傷害)に[被害者数(死傷者数)]×[被害者 1 名当たり損失額]の考え方に基づいて算定する。なお、概念的に含まれる慰謝料部分については、“非金銭的損失”において足し合わされることから、これを差し引く処理を行う。

Ⅰ 物的損失:

物的損失は、時点更新を行ったデータを用いて、人身事故および物損のみ事故に分けて算定する。人身事故については、事故類型別(人対車両、車両相互、車両単独など)に[損害物 1 件当たり物的損失額]×[人身事故 1 件当たり損害物数]の考え方に基づいて算定する。物損のみ事故については、全体の物的損失額から「人身事故による物的損害額」を差し引くことにより算定する。

Ⅰ 事業主体の損失:

事業主体の損失は、時点更新を行ったデータを用いて、業種別に[死傷者数]×[損失日数]×[1人・1日当たり損失額]の考え方に基づいて算定する。

Ⅰ 各種公的機関等の損失:

各種公的機関等の損失は、時点更新を行ったデータを用いて、以下の対象 12 項目において死亡、後遺障害、傷害、物損に区分して算定する。

(対象項目)

救急搬送費、警察の事故処理費用、裁判費用、訴訟追行費用、検察費用、矯正費用、保険運営費、被害者救済費用、社会福祉費用、救急医療体制整備費、渋滞の損失、事故車両の移動費

3.2 未更新データ等の更新検討

交通事故による金銭的損失の算定には、令和 2 年(2020 年)のデータが得られる統計情報を主に利用した。令和 2 年のデータが得られない場合は、入手可能な最新のデータを適用した。(主な利用データについては補足資料s3.1 の表s 3-1 を参照。)

なお、人的損失のうち慰謝料については、概念的に非金銭的損失に含まれることから、金銭的損失と非金銭的損失の合計となる経済的損失の算定に際しては、慰謝料相当分を差し引く処理を行った。

また、金銭的損失の算定に必要なデータのうち、平成 28 年度調査において概ね平成 23 年以前のデータをそのまま適用しているデータや、今年度調査において更新できなくなったデータについては、代替データ等による更新可能性について検討した。未更新データの項目名及び更新検討結果を表 3-1 に示し、具体的な更新方法を記載する。

なお、データ更新のための代替データや更新方法などについて検討したが、更新できなかったデータ項目については、平成 28 年度調査で利用したデータをそのまま適用した。

表 3-1 未更新データ一覧と更新検討結果

算定項目	項目名(単位)		平成 28 年度調査で適用した資料・出所元	データ年	更新検討結果(結果詳細)
死傷者数	厚生統計の年齢区分別交通事故死者数	年齢区分別交通事故死者数(件)	警察庁提供データ	H21 年	(詳細を後述)
	自賠償保険、自賠償共済等の支払件数	政府保障事業(ひき逃げ、無保険)死亡(件)	国土交通省提供データ(『自動車損害賠償保障年報』)後遺障害・傷害は「自動車保険の概況 22 年度版(平成 21 年データ)」(損害保険料率算出機構)を用いて按分	H23 年	(詳細を後述)
		政府保障事業(ひき逃げ、無保険)後遺障害(件)		H23 年	
政府保障事業(ひき逃げ、無保険)傷害(件)	H23 年				
人的損失	1 名当たり人的損失額	死亡(千円/人)	「自動車保険データにみる交通事故の経済的損失の状況」(一般社団法人日本損害保険協会, 2014)	H24 年	(データ元にヒアリングし、今後更新なしとの回答)
		後遺障害(千円/人)		H24 年	
		傷害(千円/人)		H24 年	
物的損失	事故類型別・損害物件数及び 1 件当たり物的損失額	事故類型別・損害物件数(件)及び 1 件当たり物的損失額(円/件)	「自動車保険データ(支払保険金関連)2012 年度」(一般社団法人日本損害保険協会)	H24 年	(詳細を後述)

算定項目	項目名(単位)		平成 28 年度調査で適用した資料・出所元	データ年	更新検討結果(結果詳細)
各種公的機関等の損失	警察の事故処理時間	警察の事故処理件数(人身事故/物損事故別)	警察庁提供データ	H16年	(データ元にヒアリングし、更新データなしとの回答)
		1件当たりのべ処理時間(人身事故/物損事故別)	警察庁提供データ	H16年	
	致死、致傷別の裁判件数の割合	交通関係裁判の致死、致傷別の裁判件数(民事・刑事区分なし)(件)	最高裁提供データ	H16年	
	民事訴訟の場合の訴訟追行費用	民事訴訟の場合の訴訟追行費用(円)	日弁連提供データ	H16年	
	刑事訴訟の場合の訴訟追行費用	刑事訴訟の場合の訴訟追行費用(百万円)	日弁連提供データ	H16年	
	各関係機関の被害者救済費用	自治体交通事故相談所(百万円)	(H21年報告書の数値)	H21年	
	各関係機関の被害者救済費用	一般社団法人日本損害保険協会自動車保険請求相談センター(百万円)	(H21年報告書の数値)	H21年	
	身体障害者数	身体障害者数(人)	「平成 23 年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」(厚生労働省)	H23年	(調査項目変更のため、該当データ入手不可能を確認)
	救急医療体制等整備費	厚生労働省陸上交通安全対策関係予算額(百万円)	「平成 21 年版交通安全白書」(内閣府)、平成 26 年度決算参照書・平成 26 年度歳入決算明細書(第 190 回国会提出資料)(財務省)平成 21 年度厚生労働省所管歳出決算報告書	H21年	
	人身事故 1 件当たり渋滞損失額、事故件数等	人身事故 1 件当たり渋滞損失額・時間損失(千円)	国土交通省第 4 回道路事業評価手法検討委員会 参考資料 2 交通事故減少便益の原単位の算出方法(H20年値)	H20年	(最新の更新が平成 20 年を確認)
人身事故 1 件当たり渋滞損失額・走行経費損失(千円)		H20年			
事故車両の移動費(レッカー車の出動費)	ロードサービス業務費(億円)	「平成 26 年度のロードサービス救援依頼内容」(一般社団法人 日本自動車連盟)、「平成 22 年度収支決算報告」収支計算書(一般社団法人 日本自動車連盟)	H21年		

凡例)更新検討結果

- ：更新・代替データの候補あり
- ：更新を検討したが更新・代替データの候補がないため、新たな更新方法を検討
- ：更新を検討したが更新・代替データ・新たな更新方法の候補なし(データ元からヒアリングの回答あり)
- ：更新を検討したが更新・代替データ・新たな更新方法の候補なし

3.2.1 未更新データの更新方法の検討

(1) 厚生統計の年齢区分別交通事故死者数

年齢区分別交通事故死者数は、死亡による人的損失及び非金銭的損失の算定に適用する。本データの更新の経緯、平成 28 年度調査及び今年度調査の対応は、表 3-2 のとおりである。(具体的な対応方法については補足資料s3.2.1(1)を参照。)

表 3-2 利用データの更新・変更(年齢区分別交通事故死者数)

調査年	利用データ
平成 23 年度調査	平成 23 年度調査の警察庁提供データ(平成 21 年値)を、「人口動態調査」(厚生労働省)の年齢別交通事故死亡数(平成 21 年値)で調整
平成 28 年度調査	平成 23 年度調査の警察庁提供データ(平成 21 年値)を、「人口動態調査」(厚生労働省)の年齢別交通事故死亡数(平成 26 年値)で調整
今年度調査	「人口動態調査」(厚生労働省)で集計

(2) 政府保障事業(ひき逃げ、無保険)の死亡・後遺障害・傷害の件数

政府保障事業(ひき逃げ、無保険)の死亡・後遺障害・傷害の件数は、後遺障害・傷害の人的損害の算定に適用する(死亡は最終的に人的損失の算定に適用しない)。本データの更新の経緯、平成 28 年度調査及び今年度調査の対応は、表 3-3 のとおりである。(具体的な対応方法については補足資料s3.2.1(2)を参照。)

表 3-3 利用データの更新・変更(政府保障事業の件数)

調査年	利用データ
平成 23 年度調査	「自動車損害賠償保障年報」(国土交通省)
平成 28 年度調査	上記年報が廃刊のため、H23 年度調査と同じ件数を適用
今年度調査	「数字でみる自動車 2022」(国土交通省)

(3) 物的損失額(事故類型別・損害物件数及び 1 件当たり物的損失額)

物的損失額(事故類型別・損害物件数及び 1 件当たり物的損失額)は、金銭的損失を構成する項目の 1 つである。本データの更新の経緯、平成 28 年度調査及び今年度調査の対応は、表 3-4 のとおりである。(具体的な対応方法については補足資料s3.2.1(3)を参照。)

表 3-4 利用データの更新・変更(物的損失額)

調査年	利用データ
平成 23 年度調査	「自動車保険データ(支払保険金関連)2009 年度」(一般社団法人日本損害保険協会)
平成 28 年度調査	最新値として、「自動車保険データ(支払保険金関連)2012 年度」(一般社団法人日本損害保険協会)を適用
今年度調査	平成 28 年度調査値に、「交通事故統計年報」(公益財団法人交通事故総合分析センター)から算出した事故類型別損害物件数の平成 28 年度調査値と今年度調査値の増減率を計算して乗じ、推計

3.2.2 平成 28 年度調査からの改善

平成 28 年度調査の計算方法で改善の必要があると判断した項目について、計算方法の改善内容、利用データの変更について整理した。

(1) 裁判件数(各種公的機関等の損失:3. 裁判費用)

裁判件数は、金銭的損失の各種公的機関等への損失の1つの項目である裁判費用を算定するために適用する。本データの改善経緯、過年度までの対応及び今年度調査の対応は、表 3-5 のとおりである。(具体的な対応方法については補足資料s3.2.2(1)を参照。)

表 3-5 計算方法及び利用データの変更経緯(裁判件数)

調査年	利用データ
平成 28 年度調査	交通関係裁判件数(少年事件) = 過失致死傷の件数
今年度調査	交通関係裁判件数(少年事件) = 過失致死傷の件数 + 危険運転致死の件数 + 危険運転致傷の件数

(2) 交通関係の収容人員(各種公的機関等の損失:6. 矯正費用)

交通関係の収容人員は、金銭的損失の各種公的機関等への損失の1つの項目である矯正費用を算定するために適用する。本データの改善経緯、過年度までの対応及び今年度調査の対応は、表 3-6 のとおりである。(具体的な対応方法については補足資料s3.2.2(2)を参照。)

表 3-6 計算方法及び利用データの変更経緯(交通関係の収容人数)

調査年	利用データ
平成 28 年度調査	交通関係の収容人員(刑務所) = 懲役 + 禁固の男女総計の件数
今年度調査	交通関係の収容人員(刑務所) = 懲役 + 禁固 + 拘留 + 死刑の男女総計の件数

(3) 身体障害者数(各種公的機関等の損失:9. 社会福祉費用)

身体障害者数は、金銭的損失の各種公的機関等への損失の1つの項目である社会福祉費用を算定するために適用する。本データの改善経緯、過年度までの対応及び今年度調査の対応は、表 3-7 のとおりである。(具体的な対応方法については補足資料s3.2.2(3)を参照。)

表 3-7 計算方法及び利用データの変更経緯(身体障害者数)

調査年	利用データ
平成 28 年度調査	「平成23年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」(厚生労働省)
今年度調査	「令和2年度 福祉行政報告例」(厚生労働省)

(4) 渋滞の損失の賃金上昇率(各種公的機関等の損失の算定:11. 渋滞の損失)

渋滞の損失の賃金上昇率は、金銭的損失の各種公的機関等への損失の1つの項目である渋滞の損失を算定するために適用する。本データの改善経緯、過年度までの対応及び今年度調査の対応は、表 3-8 のとおりである。(具体的な対応方法については補足資料s3.2.2(4)を参照。)

表 3-8 計算方法及び利用データの変更経緯(賃金の上昇率)

調査年	利用データ
平成 28 年度調査	「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)年度データ
今年度調査	「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)暦年データ

(5) 交通事故の損失額の傷害における慰謝料の計算

交通事故の損失額の傷害における慰謝料は、人的損失の1つの項目である。本データの改善経緯、過年度までの対応及び今年度調査の対応は、表 3-9 のとおりである。(具体的な対応方法については補足資料s3.2.2(5)を参照。)

表 3-9 計算方法及び利用データの変更経緯(慰謝料の計算)

調査年	利用データ
平成 28 年度調査	平均的な診療期間を1か月単位で区切って慰謝料を計算
今年度調査	平均的な診療期間を1日単位で区切って慰謝料を計算

3.3 金銭的損失の算定

3.3.1 死傷者数の算定

(1) 死者数の算定

死者数は、24 時間死者数ではなく、厚生統計の死者数とし、「人口動態調査」(厚生労働省)から年齢別に集計して設定した。

また、10 代以下及び 20 代以上の死者数は、年齢別死者数を集計することで算定した。ただし、「人口動態調査」(厚生労働省)のデータは 5 歳年齢階級(5 歳刻み)のデータであるため、今年度調査での集計区分に合わせるために、特に 10 代以下(6 歳以下、7～12 歳、13～15 歳、16～19 歳)については 5 歳年齢階級のデータを 1 歳刻みで等分して集計した。

(2) 後遺障害者数、傷害者数の算定

後遺障害者数及び傷害者数の合計は、平成 28 年度調査の考え方を踏襲し、「自動車保険の概況」(損害保険料率算出機構)、「数字でみる自動車」(国土交通省)等を用いて、自賠責保険、自賠責共済等の支払件数実績から算定を行った。

表 3-10 自賠責保険、自賠責共済等の支払件数

単位:件

	後遺障害	傷害
自賠責保険	42,486	800,938
自賠責共済	2,609	49,186
保障事業(ひき逃げ、無保険)	21	396
自損事故(推定)	728	13,724
令和2年度 計	45,844	864,244
平成26年度 計	60,554	1,186,360

年齢区分別の後遺障害者数及び傷害者数は、「交通事故統計年報」(公益財団法人交通事故総合分析センター)の年齢区分別負傷者数(表 3-11)に、「自動車保険データ(支払保険金関連)」(一般社団法人日本損害保険協会)における年齢区分別後遺障害者・傷害者数から計算した年齢区分別後遺障害・傷害者比率(表 3-11 ,)を乗じて、年齢区分別後遺障害者数・傷害者数を算定(表 3-11 ,)した。最後に表 3-10 の後遺障害・傷害の件数合計値(表 3-10 の令和 2 年度 計)に一致するように補正係数を設定し、年齢区分別後遺障害者数・傷害者数(表 3-11 ,)にそれぞれ一律の補正係数を乗じて計算した。

また、10 代以下及び 20 代以上の後遺障害者・傷害者数は、年齢区分別後遺障害者・傷害者数を集計することで算定している。

表 3-11 年齢別後遺障害者・障害者数の算定

年齢区分	[交通統計]	[損害保険データ]		推計値			
	年齢区分別負傷者数(人)	年齢区分別後遺障害者比率	年齢区分別傷害者比率	年齢区分別後遺障害者数(人) [交通統計] (= ×)	年齢区分別傷害者数(人) [交通統計] (= ×)	補正後年齢区分別後遺障害者数(人) (= × 補正係数)	補正後年齢区分別後傷害者数(人) (= × 補正係数)
6歳以下	6,449	0.0064	0.9936	41	6,408	96	15,828
7～12歳	9,927	0.0147	0.9853	146	9,781	341	24,161
13～15歳	6,590	0.0187	0.9813	123	6,467	288	15,974
16～19歳	19,689	0.0262	0.9738	515	19,174	1,205	47,362
20～24歳	29,605	0.0243	0.9757	718	28,887	1,679	71,356
25～29歳	29,943	0.0295	0.9705	883	29,060	2,064	71,785
30～34歳	30,376	0.0422	0.9578	1,281	29,095	2,994	71,871
35～39歳	31,138	0.0510	0.9490	1,587	29,551	3,710	72,997
40～44歳	33,110	0.0563	0.9437	1,865	31,245	4,362	77,180
45～49歳	36,456	0.0616	0.9384	2,247	34,209	5,255	84,502
50～54歳	30,830	0.0620	0.9380	1,911	28,919	4,468	71,436
55～59歳	24,487	0.0656	0.9344	1,607	22,880	3,758	56,517
60～64歳	19,222	0.0670	0.9330	1,287	17,935	3,009	44,303
65～69歳	17,760	0.0787	0.9213	1,398	16,362	3,269	40,418
70～74歳	17,669	0.0853	0.9147	1,508	16,161	3,525	39,922
75歳以上	26,225	0.0949	0.9051	2,489	23,736	5,820	58,632
合計	369,476	-	-	19,607	349,869	45,844	864,244

出所)「令和2年版 交通事故統計年報」(公益財団法人交通事故総合分析センター)、「自動車保険データ(支払保険金関連) 2012年度」(一般社団法人日本損害保険協会)

:補正係数は合計値から計算し、年齢区分別後遺障害者数・傷害者数にそれぞれ一律の補正係数(後遺障害は 2.34 (=45,844 ÷ 19,607)、傷害は 2.47 (=864,244 ÷ 349,869))を乗じている。

注)表中の年齢区分別負傷者数、年齢区分別後遺障害者比率及び年齢区分別傷害者比率は四捨五入した数値のため、右列の推計値と一致しない場合がある。同じく四捨五入のため、合計も年齢区分別の値の和との必ずしも一致しない。

(3) 令和2年度の死傷者数の算定結果

(1)～(2)の検討結果より、令和2年度の死傷者数は、死亡者3,626人、後遺障害者45,844人、傷害者数864,244人となった。金銭的損失及び後述の非金銭的損失の算定ではこの数値に基づいて算定を行う。

表 3-12 死亡、後遺障害、傷害別の被害者数と増減率(対平成26年度)

単位:人

	死亡	後遺障害	傷害	合計
令和2年度	3,626	45,844	864,244	913,714
平成26年度	5,589	60,554	1,186,360	1,252,503
増減率(%)	-35.1	-24.3	-27.2	-27.0

また、年齢区分別死傷者数の算定結果を以下に示す。

表 3-13 年齢区分別死傷者数(令和2年度)

	死亡	後遺障害	傷害
6歳以下	30	96	15,828
7～12歳	20	341	24,161
13～15歳	32	288	15,974
16～19歳	106	1,205	47,362
20～24歳	159	1,679	71,356
25～29歳	93	2,064	71,785
30～34歳	79	2,994	71,871
35～39歳	97	3,710	72,997
40～44歳	106	4,362	77,180
45～49歳	167	5,255	84,502
50～55歳	212	4,468	71,436
55～59歳	169	3,758	56,517
60～64歳	205	3,009	44,303
65～69歳	302	3,269	40,418
70～74歳	383	3,525	39,922
75歳以上	1,466	5,820	58,632
全体	3,626	45,844	864,244
10代以下	188	1,930	103,327
20代以上	3,438	43,914	760,917

出所)死亡:「人口動態調査」(厚生労働省)、後遺障害・傷害:「令和2年版 交通事故統計年報」(公益財団法人交通事故総合分析センター)、「自動車保険データ(支払保険金関連)2012年度」(一般社団法人日本損害保険協会)

:死亡は出所データを用いて集計、後遺障害・傷害は出所のデータから推計

注)年齢区分ごとの人数は小数点以下の推計値を四捨五入しているため、「全体」、「10代以下」、「20代以上」は年齢区分ごとの人数の和と必ずしも一致しない。

3.3.2 金銭的損失の算定結果

令和2年度の金銭的損失は算定の結果、人的損失0.93兆円、物的損失1.26兆円、事業主体の損失0.08兆円、各種公的機関等の損失0.71兆円、合計では2.98兆円となった。人的損失については平成26年度よりも27.2%減少し、合計では平成26年度の4.00兆円に対して25.6%減少した。

表 3-14 金銭的損失の算定結果の推移

(単位:百万円)

項目	令和2年度	平成26年度	平成21年度	増減 (R2-H26)	増減率(%) (/H26)
人的損失	927,645	1,273,703	1,359,061	-346,059	-27.2
物的損失	1,257,629	1,795,780	1,710,563	-538,151	-30.0
事業主体の損失	81,475	115,114	76,840	-33,639	-29.2
各種公的機関等の損失	708,524	814,749	827,278	-106,225	-13.0
合計	2,975,273	3,999,346	3,973,741	-1,024,073	-25.6

注)四捨五入のため、表中の合計と項目別算定結果の合計は必ずしも一致しない。

表 3-15 死亡・後遺障害・傷害別の金銭的損失の算定結果の推移

(単位:百万円)

項目	死亡	後遺障害	傷害	物損	合計
人的損失	100,082	339,463	488,100	-	927,645
物的損失	1,435	18,146	342,088	895,960	1,257,629
事業主体の損失	3,419	10,497	67,559	-	81,475
各種公的機関等の損失	11,161	92,885	591,738	12,739	708,524
令和2年度計	116,098	460,991	1,489,485	908,699	2,975,273
平成26年度計	180,522	567,022	1,934,018	1,317,784	3,999,346
平成21年度計	222,264	648,512	1,834,420	1,268,545	3,973,741
増減率(%) (R2/H26)	-35.7	-18.7	-23.0	-31.0	-25.6

注)四捨五入のため、表中の令和2年度計と項目別算定結果の合計は必ずしも一致しない。

表 3-16 被害者1名(損害物1件)当たり金銭的損失の算定結果の推移

(単位:千円/人)

項目	死亡	後遺障害	傷害	死傷	物損
人的損失	27,601	7,405	565	1,015	-
物的損失	396	396	396	396	255
事業主体の損失	943	229	78	89	-
各種公的機関等の損失	3,078	2,026	685	761	4
令和2年度計	32,018	10,056	1,723	2,262	259
平成26年度計	32,299	9,364	1,630	2,141	264
平成21年度計	31,367	9,654	1,617	2,238	250
増減率(%) (R2/H26)	-0.9	7.4	5.7	5.6	-2.0

注)四捨五入のため、表中の令和2年度計と項目別算定結果の合計は必ずしも一致しない。

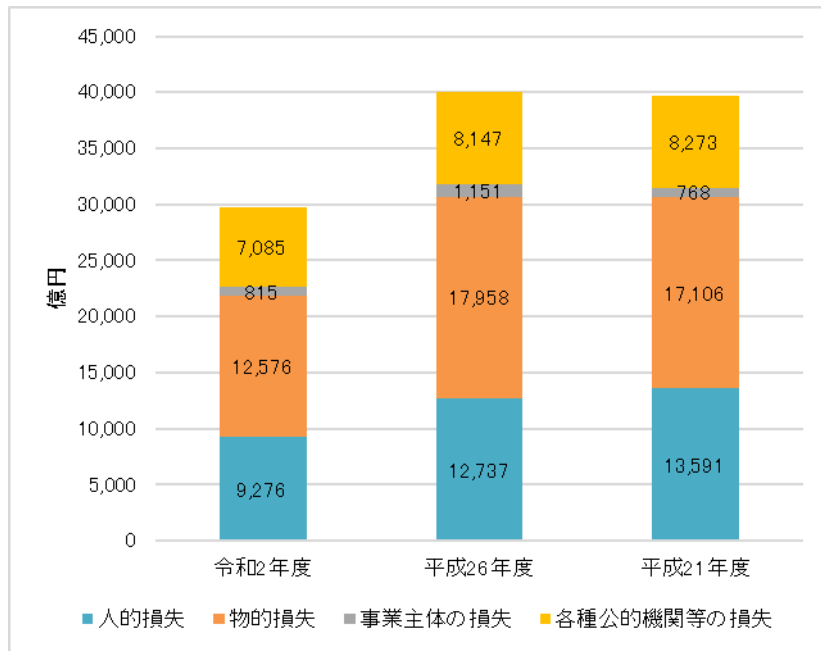


図 3-1 金銭的損失の項目別算定結果の推移